

共済手帳への住所記入（変更）について

建退共では、平成 20 年 10 月より共済手帳の最終ページに被共済者の住所記入欄を設け、被共済者ご本人に記入していただくようになりました。

（更新等の手続きが行われた手帳から、随時新しい手帳へ切り替わっている状況です。）

被共済者の方に自署していただき建退共制度へ加入していることを意識していただくことで、重複加入および未請求を防止する目的があります。

更新されて戻ってきた共済手帳および新規加入した方の掛金助成手帳にその都度、住所の記入をお願いします。（自署）

被共済者の住所が変わったら？ ⇒ 建退共へ変更手続きが必要です！

現在、共済契約者（事業所）の情報については、会社の住所・名称・代表者名が変わった際に変更届を提出していただいています。

被共済者につきましては、氏名・生年月日が変更になった時と、今後は住所が変更になった場合も変更届が必要となります。

この住所変更手続きは、全被共済者を対象にしたものではなく、住所記入欄のある新しい手帳に切り替わっている方が対象です。共済手帳に住所を記入した後、その住所が変更になる都度必要となるものですから、住所記入欄がない共済手帳をお持ちの方は、今回住所登録（変更）をあらためて提出する必要はありません。

住所変更手続きは、①～③を建退共へ提出してください。

被共済者の住所変更手続きに必要な書類

- ① 様式第 23 号
被共済者氏名・住所変更届（3 枚複写の所定の用紙）
《 今回一部同封しています。 》
- ② 運転免許証および住民票の写し等
- ③ 共済手帳
★ 住所欄の訂正を被共済者に行ってもらってから送付してください。

手帳の最終ページ

☆現場が変わるときは手帳を忘れずに受け取りましょう！
☆手帳を受け取ったら必ず住所を書きましよう！
☆建設業界を引退したら忘れずに退職金を請求しましょう！

住所
〒
連絡先 TEL
○住所を変更した場合はその都度住所欄を訂正してご使用ください。

ご不明な点がございましたら建退共長崎県支部（Tel.095-826-2285）迄お問い合わせください。

※ なお、このお知らせは平成 22 年 1 月 25 日時点で建退共と契約が結ばれている共済契約者へ送付しています。